

# パートナーズ 会報誌

vol.  
**30**

2022.1

新年あけましておめでとうございます

## 電子帳簿保存法 改正

2022年度 税制改正

賃上げ促進税制とは

気になるデータ

「ほぼ100%」テレワークで働いている就業者は **5.2%**

税理士法人パートナーズ高松事務所 事務所移転と所長交代のご挨拶



税理士法人パートナーズ

おかげさまで**20**周年



パートナーズ会報誌が Web でも閲覧できるようになりました。左の QR コードを読み取ってアクセスしてください。

# 新年あけましておめでとうございます。 本年も宜しくお願い申し上げます。



謹んで新年のお慶びを申し上げます。旧年中は格別のご厚情を賜り、心より厚く御礼申し上げます。

弊社は、平成14年に岡山県で開業し、20周年を迎えました。今では中四国7県8拠点を構えるまでになりました。これもひとえに、お客様のお力があったからだと感じております。心より感謝申し上げます。

さて、この20年を振り返ってみますと、社会的に大きく変わりました。特に変わったと感じることは、非接触非対面でのお付き合いが増えたことです。新型コロナウイルス感染症で一気に身近になったと思いますが、技術の進歩により、世界中、いつでもどこでも様々な人と繋がることのできるのは、凄まじい変化だと感じております。お客様とのお付き合いの中でも、非対面でのやり取りも増えています。しかしながら、お客様に直にお会いして、お話ができる喜びは、これまで同様大切にしていきたいと考えております。

新型コロナウイルス感染症についてですが、一時は感染者が増加し、緊急事態宣言が発令されていたことも記憶に新しいことと思います。ワクチン接種も広まり、感染者数が落ち着いたことで、昨年9月末には緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が全面的に解除されました。

一方で、世界的にみると、感染力の強い新たな変異株の発見や、依然として感染が広がっている地域もあります。まだまだ収束に時間がかかるかもしれません。以前のような暮らしができる日が待ち遠しいものです。

弊社では、各拠点で現在確定申告の業務に本格的に取り掛かっている最中です。多忙な時期により、お客様にご迷惑をおかけすることがあるかもしれませんが、迅速・丁寧な対応を心掛けていく所存でございます。

最後になりましたが、新年を迎えるにあたり、1日でも早く新型コロナウイルスの感染が収束し、依然と変わらぬ日常に戻るよう、また、皆様にとって今年1年が良き年になりますよう、ご祈念申し上げまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

税理士法人パートナーズ  
社員一同

## 税理士法人パートナーズ高松事務所 事務所移転と所長交代のご挨拶

はじめまして。

昨年10月に税理士法人パートナーズ高松事務所を移転し、新しく所長に就任いたしました長山泰久と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私自身、高知税務署を振り出しに、八幡浜、松山、中村、観音寺、徳島、高松国税局と勤務しまして、25年以上、国家公務員として税務に従事して参りました。そこでは、国税調査官として資産税（相続税、贈与税、譲渡所得）を担当しており、現場で培った知識と経験を今度はお客様の立場に立ってご支援させて頂きたいと思っております。

平成30年に税務署を退職後、高松市中央町に個人事務

所を構え、相続税対策、申告書作成及び確定申告業務を行っておりましたが、業務内容そのままに令和3年10月からは税理士法人パートナーズ高松事務所として業務に当たりたいと思います。近いところでは確定申告の業務につきまして、一部を除き香川県のお客様をご担当させていただきます。

改めまして、時期が参りましたらご案内をさせていただきますので、その際は何卒、宜しくお願い申し上げます。



税理士法人パートナーズ  
高松事務所 所長  
税理士 長山 泰久

税理士法人パートナーズ 高松事務所

〒760-0007 香川県高松市中央町1-5 MBSビル5F TEL: 070-3794-3111 FAX: 087-831-1839

## 「ほぼ100%」テレワークで働いている就業者は **5.2%**

今回、テレワークなどに代表されるコロナ禍の働き方について、内閣府が定期的実施している新型コロナウイルスに関連する意識調査がありましたので、掲載してみます。

### テレワーク実施率は「全国」で30.8%

2021年4～5月のテレワーク実施率(就業者がテレワークを実施した割合、全業種平均)は、「全国」で30.8%、「地方圏」が21.9%、「東京都23区」では53.5%となっています。

ほぼ1年前の2020年5月の調査結果と比較すると、「全国」が3.1ポイント、「地方圏」は2.9ポイント、「東京都23区」では5.1ポイントと、それぞれの地域で増加しています。

### 「出勤中心」でテレワークを併用

「全国」のテレワーク実施頻度(2021年4～5月)をみると、「基本的に出勤だが、不定期にテレワークを利用

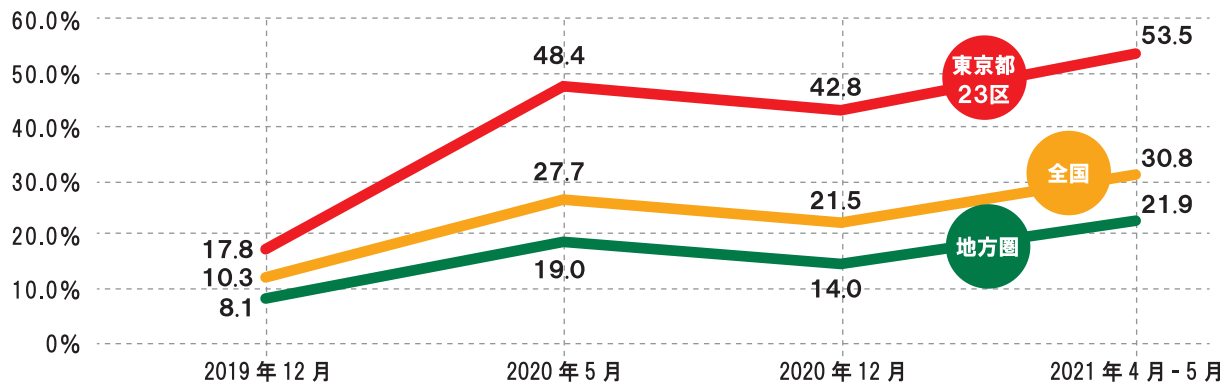
がもっとも多く10.7%、次いで、「出勤中心(50%以上)で、定期的なテレワークを併用」が8.3%、「テレワーク中心(50%以上)で、定期的に出勤を併用」6.6%、「テレワーク(ほぼ100%)」が5.2%となっています。

実施頻度の推移をみると、テレワーク中心の働き方が、出勤を中心とした働き方の合計比率を超えたのは2020年5月のときだけ。「出勤中心」を前堤とした働き方が多くなっていることがわかります。

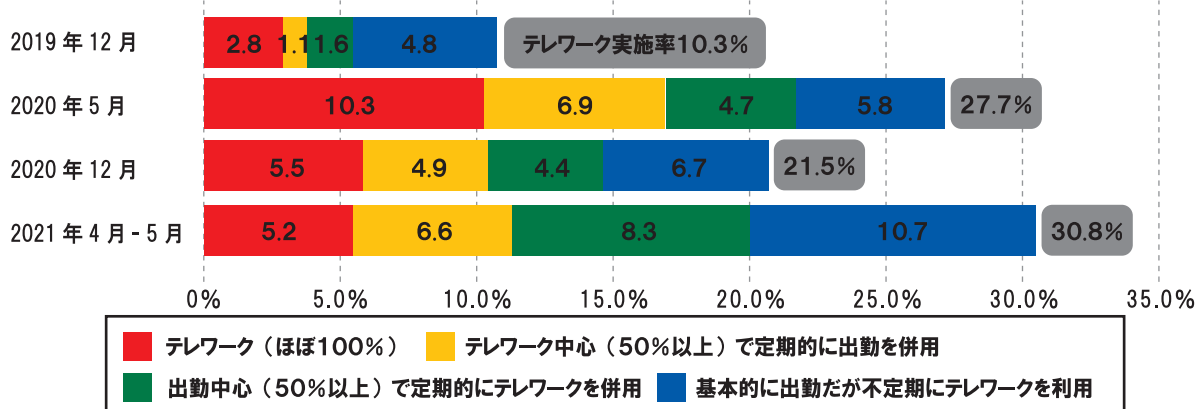
感染症対策に有効な働き方として期待されたテレワークですが、運用ルールの策定や管理方法など、検討しなければならない課題も多く、そう簡単には導入できないようです。コロナ禍でも出勤を中心とした働き方が多いのは、こうした事情が反映された結果なのかもしれません。

(企業実務10月号より)

テレワーク実施率の推移(就業者:n=3,788)



「全国」のテレワーク実施頻度の推移(就業者:n=3,788)



# 電子帳簿保存法 改正

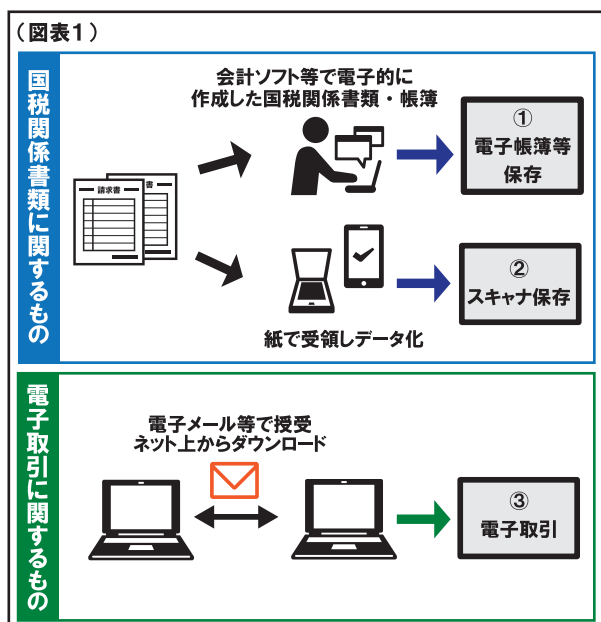


2022年1月1日から改正した電子帳簿保存法が施行されます。書類の種類、作成方法、提供する側か提供される側などにより対応が異なります。まずは、保存方法の概要を把握し、改正によって変わるポイントを確認しましょう。

## ■そもそも「電子帳簿保存法」とは？

企業が事業を行う中で、多くの書類・帳簿が発生します。これらは原則として「紙（実物）」で保存しなければなりません。それが、昨今のデジタル化・ペーパーレス化により、業務や経理に必要な帳簿や書類などの電子データでの保存に転換していこうというのが「電子帳簿保存法」です。一定の要件を満たした上で、電磁的記録（電子データ）による保存を可能となること及び電子データとして授受した取引情報の保存義務等を定めています。

電子帳簿保存法上、電磁的記録による保存は大きく2つに区分されています。（図表1）



では、この「電子帳簿保存法」の対象となる書類にはどのようなものがあるのでしょうか。こちらは、「電子帳簿保存」と「スキャナ保存」の2つに区分されています。

「電子帳簿保存」は、自己がコンピュータを使用して作成する帳簿（仕訳帳・総勘定元帳・経費帳など）と、自己がコンピュータを使用して作成する決算関係書類（損益計算書、貸借対照表）と書類（見積書・請求書・納品書・領収書など）があてはまります。

もう一つの「スキャナ保存」は、取引先から受け取った書類や、自己が作成して取引先に交付する書類などが

該当します。（例：契約書・見積書・注文書・納品書・請求書・領収書など）

「電子帳簿保存」と「スキャナ保存」の例で重複している書類がありますが、これは、自己がコンピュータを使用して作った書類か、そうでないかの違いとされています。

## ■今回の改正内容

### ■税務署長の事前承認制度の廃止

これまで電子帳簿保存やスキャナ保存を行う際には、運用開始3ヶ月前までに所轄税務署長の承認が必要でしたが、今回の改正により、令和4年1月1日以後に保存する国税関係帳簿（決算書類・仕訳帳・現金出納帳など）やスキャナ保存については事前承認が廃止されました。

### ■優遇措置と罰則の強化

(1) 事前の届出により優遇措置を受けられる

「優良な電子帳簿」の要件を満たし事前の届出書を提出することで、税務調査などで申告漏れが発生した場合、申告漏れに課される過少申告加算税が5%軽減されます。電子帳簿保存それ自体の税務署への事前承認が廃止されましたが、この優遇措置の適用を受けたい場合には、届出書を申告期限までに提出しておく必要があります。

「優良な電子帳簿」は、図表2にある要件を満たす必要があります。また、この要件を満たした上で、届出書を提出しておけば、所得税の青色申告特別控除（65万円）が適用できます。

(2) 不正を行った際の罰則の強化

「スキャナ保存」や「電子取引データ」などの証憑書類の改ざんによる不正に対して、課せられる重加算税が10%加算されることになりました。従来は、税務調査時等に不正が見つかった場合、重加算税が35%課されますが、この改正以降はさらに10%加重されることとなります。

## ■ スキャナ保存に関するもの

スキャナ保存は、取引先から受け取った紙の請求書などを、スキャンやスマートフォン等で撮影し電子的に保存する制度です。今回の改正では下記の通りです。

### \* スキャナ保存時の注意点

- ・ 白黒での保存が認められるのは「一般書類」のみ  
「重要書類」はカラーでスキャン（又は撮影）する
- ・ 書類が大きく一度にスキャンできない場合は複数回のスキャンが可能

- ・ スキャンした書類は一定期間保持しておいたほうが良い

\* タイムスタンプ要件、検索要件等について要件の緩和データの改ざんが行われていないことを証明するタイムスタンプについて要件が緩和されます

1. 付与期間が最長2ヶ月と7営業日以内へ延長
2. スキャンした際の国税関係書類への自書不要
3. 訂正又は削除の履歴が確認できるクラウド等のシステムを利用する場合、タイムスタンプは不要
4. 検索要件の記載項目についての要件緩和

「取引年月日」「その他日付」「取引金額」「取引先」の項目が必須項目です。税務職員による質問検査権に基づくダウンロードの求めに応じる場合には、検索時に範囲指定及び複数項目を組み合わせ条件を設定できる機能は不要

## ■ 電子取引に関するもの

「電子取引」とは、主にメールやクラウド請求書サービスでPDFの請求書などを発行・受領することをいいます。その他、ウェブ上で取得した請求書やEDI取引など、インターネット場で電子的に取引するものも該当します。

注文書や契約書などの取引情報を電子データで行った場合に、その電子取引の情報を電子保存することにも、一定の要件が定められています。

1. タイムスタンプ要件及び検索要件についての要件緩和  
先述の「スキャナ保存に関するもの」と同趣旨の改正が行われたほか、基準期間の売上高が1000万円以下である小規模な事業者について、税務職員による質問検査権に基づくダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、検索要件の全てが不要になります。

2. 適正な保存を担保する措置の見直し

(1) 申告所得税及び、法人税等における電子取引の取引に対するデータの保存は、データを出力して紙ベースで保存することが認められなくなりました。消費税は引き続き書面OKとされています。

(図表2) 電子帳簿の保存要件の概要

保存要件概要		改正前	改正後	
			優良	その他
記録事項の訂正・削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認できる電子計算機処理システムを使用すること		○	○	-
通常の業務処理期間を経過した後に入力を行った場合には、その事実を確認できる電子計算機処理システムを使用すること		○	○	-
電子化した帳簿の記録事項とその帳簿に関連する他の帳簿の記録事項との間において、相互にその関連性を確認できること		○	○	○
システム関係書類等（システム概要書、システム仕様書、操作説明書、事務処理マニュアル等）を備え付けること		○	○	○
保存場所に、電子計算機（パソコン等）、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付け、画面、書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくこと		○	○	-
検索項目	①取引年月日、勘定科目、取引金額その他のその帳簿の種類に応じた主要な記録項目により検索できること（改正後、記録項目は取引年月日、取引金額、取引先に限定）	○	○	-
	②日付又は金額の範囲指定により検索できること	○	○※1	-
	③二つ以上の任意の記録項目を組み合わせ条件により検索できること	○	○※1	-
税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしていること		-	-※1	○※2

※1 保存義務者が、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、検索要件のうち②③の要件が不要となります。（スキャナ保存及び電子取引についても同様）

※2 「優良」の要件を全て満たしているときは不要となります。

（参考）優良な電子帳簿の要件を満たして対象帳簿の備付け及び保存を行い、届出書の提出がある場合には、所得税の青色申告特別控除（60万円）が適用できます。

# 賃上げ促進税制

「賃上げ促進税制」とは？

企業が支給する給与が前年比で増加している場合に、税控除を受けられる制度です。大企業と中小企業とでは控除率が異なり、大企業は最大30%、中小企業には最大40%の税控除が行われます。ただし、企業が支払っている法人税額の最大20%を上限とする従来の縛りはそのままでした。相対的に、企業の賃上げ負担が軽くなるのは、この税制のメリットです。「負担をなくすのではなく、あくまでも小さくする」ことがこの税制のポイントです。

例：給与の前年比増加額が10億円だったとすると、その10億円に対して25%の税額控除が適用されれば、▲2.5億円の法人税支払額が減免されます。給与を引き上げれば、税引前利益が▲10億円減ってしまうが、税引後利益は2.5億円ほど戻ってくる格好です。

### 扱いは大企業と中小企業で異なる

大企業⇒資本金10億円以上、かつ常用雇用者数1,000人以上の大企業の場合

2022～2024年度の期間で、年間の賃金上昇率（継続雇用者の給与増加率）が3%以上⇒雇用者給与の支給増加額の15%が控除できます。

賃金上昇率が4%以上のときは、控除率が25%になります。教育訓練費の増加率が20%以上の時は、税額控除率を+5%ポイントにして、30%とします。

つまり、最大30%の控除率というのが拡充された所得拡大促進税制の中身です。

従来の最大25%→最大40%という見直しを目玉にしていますが、そこでの税額控除の金額は、その企業が支払っている法人税額の2割が上限とされます。この縛りは従前と変わっていません。

またそうした優遇に併せて、ペナルティーも加わりました。研究開発税制などの税控除の要件に、賃上げ率1%以上のハードルを加えて、賃上げにそれほど熱心ではない大企業には、研究開発税制などの優遇を与えないことになりました。

中小企業⇒賃上げ率（大企業とは異なり、総雇用者給与の増加率）1.5%以上であれば、15%の控除率で、2.5%以上であれば30%の控除率になります。

さらに、教育訓練費の増加率が10%以上の時は控除率を+10%ポイントとして、控除率は40%になります。

つまり、中小企業は最大40%の控除率という扱いだ。従来に最大25%から最大40%へと、中小企業により手厚いとも言え、大企業、中小企業はともに賃上げ率に応じて、3段階の控除率となる格好です。

隠れた焦点は、赤字企業が多い中小企業を含めて、賃上げ支援ができるかどうかでした。

税の世界では、法人税を支払っていない企業に対して、法人税の還付を行うことは非合理だとされています。この壁は、結局は越えられず、赤字企業には別途、賃上げに対する補助金支給のかたちで優遇を与えるということになることが予想されています。

税制だけではなく、企業が来期に売上・収益が一段と伸びそうだという予想を成り立たせることが、賃上げには不可欠になります。

とある中小企業が、この賃上げ促進の仕組みを2022年度に使ってみたいと考えたとします。雇用者の賃金を上げることによって、人件費は3.3%増加し、その代わりに人件費の約1%の税控除が得られそうだという見通しが成り立ったとします。しかし、その企業のその年の収益が十分に増えず赤字の予想となれば、税控除の恩恵はありません。従って、大幅な賃上げは断念せざるを得ないと結論となってしまいうのです。

思い切った幅の賃上げを企業に決定させるのは、税制優遇措置だけではなく、来期の売上・収益も重要だということが分かります。

大企業	中小企業
教育研修費の優遇 30%	教育研修費の優遇 40%
賃上げ率 4%以上 25%	賃上げ率 2.5%以上 30%
賃上げ率 3%以上 15%	賃上げ率 1.5%以上 15%
賃上げ率1%以下 研究開発税制など ペナルティーエリア	

税理士法人パートナーズ

# おかげさまで20周年

税理士法人パートナーズは、設立 20 周年を迎えました。2002 年に岡山県岡山市で設立し、今では中四国 7 県 8 拠点にまで拡大しました。これもひとえに、皆様からの温かいご支援の賜物と心より感謝申し上げます。次の 10 年に向けて、これからもお客様の本当の意味でのパートナーとなれるよう精進いたします。

## 岡山事務所



川本 洋  
Yo Kawamoto  
代表社員  
税理士



石川 裕章  
Hiroaki Ishikawa  
税理士



笠井 紀子  
Noriko Kasai  
税理士

## 広島事務所



中谷 有希  
Yuki Nakatani  
代表社員  
公認会計士 税理士

## 福山事務所



津田 真一  
Shinichi Tsuda  
代表社員  
税理士

## 山陰事務所



川原 康寛  
Yasuhiro Kawahara  
代表社員  
税理士



## 高松事務所



長山 泰久  
Yasuhisa Nagayama  
代表社員  
税理士

## 松山事務所



柳井 崇延  
Yanai Takanobu  
代表社員  
税理士

## 徳島事務所



近藤 秀典  
Hidenori Kondo  
代表社員  
税理士



藤井 翔  
Sho Fujii  
税理士

## 高知事務所



砂原 洋一  
Yoichi Sunahara  
代表社員  
税理士

法人関連の税務情報をお送りします

# パートナーズ会員

税理士法人パートナーズでは、法人向けの会員を募っています。ご入会の方へパートナーズから会報誌や税制改正などの情報をご提供。また電話無料相談にも応じます。**年会費・入会費は無料**。普段なかなか聞けない税務関連情報はもちろん、知って得する情報をご提供します。



## 特典①

### 会報誌の発行

法人向けの税務情報をお送りします。税理士事務所だからこそお伝えができる情報や意外と知られていない情報を会報誌で年3、4回お送りします。

## 特典②

### 無料相談

一般的な税務のご相談を承ります。税務関連はもちろん、事務改善やコスト削減、売上アップや経営計画書の作成など、幅広くお応えします。

## 特典③

### 税制改正・判例事例の提供

たびたび変わる税法を改正のたびにご案内します。また、過去の判例事例など、専門的な情報もお伝えします。

■特典は事前の連絡なく変更することがありますので予めご了承ください■

パートナーズのホームページからもお申込みいただけます

<https://zei-partners.com/member.html>

パートナーズ会員募集

検索

## 税理士法人パートナーズ

岡山事務所 〒700-0973 岡山県岡山市北区下中野1222-9 TEL 086-246-4446  
広島事務所 〒730-8510 広島県広島市中区基町5-44 広島商工会議所ビルディング7F TEL 082-962-8885  
福山事務所 〒721-0974 広島県福山市東深津町4-7-15 ブラッツ岩原101号 TEL 084-925-6150  
山陰事務所 〒683-0001 鳥取県米子市皆生温泉2-7-14 TEL 0859-21-5169  
高松事務所 〒760-0007 香川県高松市中央町1-5 MBSビル5F TEL 070-3794-3111  
松山事務所 〒790-0915 愛媛県松山市松末1-5-12 松末テナントビル3F TEL 089-948-9441  
徳島事務所 〒770-0851 徳島県徳島市徳島町城内6-87 尾野ビル2階 TEL 088-655-6554  
高知事務所 〒780-0928 高知県高知市越前町2丁目7番2号フレンズビル4F TEL 088-802-5344